# Actus Newsletter(資産税) 教育資金の一括贈与の非課税措置



令和5年度の税制改正では、「教育資金の一括贈与の非課税措置」についての改正が織り込まれております。本制度は教育資金の一括贈与をした場合の贈与税・相続税の課税関係を規定しております。今月号では、教育資金の非課税制度の内容を説明するとともに、改正の内容を紹介します。

#### ■ 教育資金の一括贈与の非課税措置

この制度は受贈者(※1)の教育資金に充てるために、贈与者(※2)が「受贈者 1 人あたり最大 1,500 万円(習い事などは最大 500 万円)」までを、金融機関等との教育資金管理契約に基づいて、受贈者名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出した際に、一定の手続きを行った場合は、その一括して搬出した財産につき贈与税が非課税となる制度となります。

教育資金管理契約は、受贈者が 30 歳に達したこと等により終了し、その終了時における非課税搬出額から 教育資金支出額を控除した残額は、<mark>受贈者の贈与税の対象</mark>となります。また、教育資金管理契約期間中に贈 与者が死亡した場合は、その死亡日における非課税搬出額から教育資金支出額を控除した残額は、<mark>贈与者</mark> の相続税の対象となります。なお、相続税の課税方法は契約時期により異なります。

※1 直系卑属である 30 歳未満の子、孫、ひ孫 ※2 直系尊属である父母、祖父母、曾祖父母



#### ■ 教育資金の一括贈与の非課税措置における令和 5 年度税制改正の内容

令和 5 年度の税制改正では、資産を多く保有する者による利用が多い等の近年の状況を受け、節税的な利用につながらないよう見直しを行った上で、適用時期が 3 年間延長されました。改正点は以下の2点です。

#### ●贈与者が死亡した場合における相続税課税の強化

贈与者が死亡した場合において、受贈者が23歳未満の場合や学校等に在学している等の要件(以下、「除外要件」といいます。)を満たす場合は、相続税の課税の対象から除外されておりましたが、今回の改正により、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円超の場合は、除外要件を満たす場合においても、その残額は相続税の課税の対象とされることになりました。

#### ●教育資金管理契約が終了した場合における贈与税の適用税率

受贈者が30歳に達した場合等、教育資金管理契約終了時に贈与税が課される場合には、受<mark>贈者の年齢に関係なく、一般税率が適用され</mark>ることになりました。

	改正前	改正後
贈与者死亡時	除外要件を満たす場合は、	除外要件を満たす場合においても、相続税
	相続税課税対象外	の課税価格が5億円超の場合は課税
契約終了時	18 歳未満:一般税率、18 歳以上:特例税率	一般税率

#### ●改正の適用時期

今回の改正内容は令和 5 年 4 月 1 日以後の贈与等に適用され、令和 5 年 3 月 31 日までに契約完了したものについては改正前の旧制度が適用されます。

教育資金の一括贈与の非課税措置は、今回の改正により令和8年3月31日までに行われた一括贈与まで適用期限が3年間延長されましたが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等により、制度が廃止される可能性があるため制度の利用に興味のある方は、早めの検討をおすすめします。

# 相<br /> 続<br /> の<br /> ことなら<br /> アクタスにおまかせください

# アクタスサービスラインナップ

# 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。 年間 100 件以上の申告実績がある アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調查 1% 未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、書面添付制度の導入により税 務調査の対策を随時おこなってい

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ に対応し、税金の不安をいち早く 解消させます。

# 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での 評価と相続税を計算し、現状を分 析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよう自筆証書遺言や公正証書遺言の 作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A まで含め、様々なパターンによる 事業承継をサポートいたします。

# 相続後のご相談

## 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活 用した節税、保険加入や不動産の 提案など様々な節税対策を支援し ます。

## 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却 を支援します。

# 譲渡所得/不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、 担当した税理士が対応します。

# お気軽にご相談ください。初回の相続相談は 無いです!



ア ク タ ス 税 理 士 法 人アクタスマネジメントサービス(株)

[URL] https://www.actus.co.jp [MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂事務所】東京都港区赤坂 4-2-6 住友不動産新赤坂ビル 2F 【立川事務所】東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第 3 ビル 5F 【大阪事務所】大阪市西区江戸堀 1-9-1 肥後橋センタービル 7F

【長野事務所】長野県飯田市松尾上溝 2700-1 MATOI ビル 2F

TEL: 03-3224-8888 FAX: 03-5575-3331
TEL: 042-548-8001 FAX: 042-548-8002
TEL: 06-6449-8682 FAX: 06-6449-8683
TEL: 0265-59-8070 FAX: 0265-59-8077